

ブロック塀等安全対策補助制度(令和7年度版)

ブロック塀の倒壊は人命のみならず、道路の往来の妨げとなり、復旧作業に支障をきたします。新居浜市では事故防止の観点からブロック塀の撤去及び改修(ブロック塀等による新設を除く建替え)費用の補助を行っています。

募集期間:令和7年4月から

※受付は先着順です。予算の範囲内で受付します。

☆補助の条件☆

- ・新居浜市内の道路法若しくは建築基準法上の道路に面するブロック塀等
- ・対象は、コンクリートブロック造、石造その他これらに類する構造で、安全対策が必要と判断されたもの

☆補助金額☆

新居浜市では、ブロック塀等の撤去、改修(フェンス設置)の補助制度を設けています。

※改修については、再びブロック塀の設置は対象になりません。(フェンス設置のみ対象)

ブロック塀の撤去及び改修

ブロック塀の撤去及び改修費用に対して2/3以内かつ上限30万円

募集予定 9件

※なお、前面道路等の要件により、補助対象にならない場合があります。

申込み方法

申請書類を新居浜市建築指導課へ提出してください。
申請書類は、建築指導課窓口、又は、市ホームページから入手できます。

問い合わせ先

新居浜市役所 建設部 建築指導課
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1273【直通】

※各申請に必要な書類(登記簿謄本、市税の納税証明書、住民票等)は、申請書の添付書類欄をご確認ください。